2 大気等生活環境の安全性について

Q2-1	県内の放射線量がどのくらいなのか、教えてほしい。
A2-1	県では、大気環境中の空間放射線量を、県内7箇所の空間放射線量率測定機(モニタリングポスト)により連続して測定しています。また、可搬式空間放射線量測定器(サーベイメータ)により、地域振興事務所及び環境研究センターの11箇所で定期的な測定を実施しています。結果については県ホームページに公表していますので、ご確認ください。 その他、県内の市町村が実施した空間放射線量率の測定結果についても、各市町村のホームページに掲載されておりますので、ご覧ください。
県庁 HP	〇 モニタリングポストによる空間放射線量の測定について
該当	https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/h23touhoku/houshasen/monitaringpost.html
ページ	〇 可搬式空間放射線量測定器等による空間放射線量測定結果
	https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/h23touhoku/houshasen/kahanshiki.html

Q2-2	県や市で、測定器の貸し出しはしているのか。
A2-2	県内各地の空間放射線量率を把握するため、可搬式の空間放射線量測定器(サーベイメータ)を、各地域振興事務所へ配備しております。 各事務所では、毎月1回定点測定を行うとともに、市町村へのサーベイメータの貸し出しも行っておりますが、個人や団体への貸し出しは行っておりません。 なお、市町村による貸し出しについては、お住まいの市町村にお問い合わせください。
県庁 HP	〇 県が各地域振興事務所等で実施した空間放射線量の定点測定結果(平成 23 年 7 月
該当	から継続)
ページ	https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/press/2011/23teiten-midasi.html

2 大気等生活環境の安全性について

Q2-3	土壌を測定したいがどうしたらよいか。
A2-3	土壌から放射される放射線の状況については、地表近くの放射線量で確認できます。 個人が所有している土地の放射線量がご心配な方は、お住まいの市町村で放射線量の 測定器を貸し出ししている場合もありますので、市町村にご相談ください。 また、有料となりますが、民間の検査機関で検査することもできます。
	 ≪主な検査機関≫ (一財) 千葉県薬剤師会検査センター 043-242-5940 千葉市中央区中央港 1-12-1 受付時間 9:00~17:00 (一財) 千葉県環境財団 043-246-2078 千葉市中央区中央港 1-11-1 受付時間 9:00~17:00 (公財) 日本分析センター 043-423-5325 千葉市稲毛区山王町 295-3 受付時間 9:00~17:30
県庁 IP 該当 ページ	0

Q2-4	河川や海のホットスポットに対し、県はどのように対応していくのか。
A2-4	事故で飛散した放射性物質は、水の流れにより、側溝などから河川、そして海へと移動し、河川や海の底に堆積する可能性があることから、国では、平成23年度から総合モニタリング計画を策定し、河川や湖沼などについて、平成24年度からは、東京湾についてもモニタリングを実施しております。また、本県においても、独自に放射性物質の状況をより詳細に把握するため、手賀沼・印旛沼流域及び東京湾における水質・底質のモニタリング調査を実施しております。 これまでの結果、水質では、放射性セシウムはすべての地点で検出されておらず、底質からは、放射性セシウムが検出されていますが、底質の放射性物質は水底にあり、水で放射線が遮蔽されることから、生活圏への影響については、極めて少ないと考えています。 今後も定期的に調査を実施し、放射性物質の状況を監視してまいります。
県庁 HP 該当 ページ	○ 海水、砂浜、河川等に係る放射性物質調査について https://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/h23touhoku/kaisui/index.html